

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

株式会社サインド

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	9
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	10
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2. 事業等のリスク	12
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
4. 経営上の重要な契約等	22
5. 研究開発活動	22
第3 設備の状況	23
1. 設備投資等の概要	23
2. 主要な設備の状況	23
3. 設備の新設、除却等の計画	23
第4 提出会社の状況	24
1. 株式等の状況	24
2. 自己株式の取得等の状況	30
3. 配当政策	30
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	31
第5 経理の状況	42
1. 財務諸表等	43
(1) 財務諸表	43
(2) 主な資産及び負債の内容	79
(3) その他	80
第6 提出会社の株式事務の概要	81
第7 提出会社の参考情報	82
1. 提出会社の親会社等の情報	82
2. その他の参考情報	82
第二部 提出会社の保証会社等の情報	83
第三部 特別情報	84
第1 連動子会社の最近の財務諸表	84
第四部 株式公開情報	85
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	85
第2 第三者割当等の概況	86
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	86
2. 取得者の概況	88
3. 取得者の株式等の移動状況	91
第3 株主の状況	92
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年11月17日
【会社名】	株式会社サインド
【英訳名】	CYND Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥脇 隆司
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目25番1号
【電話番号】	(03) 6277-2658 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼管理部長 高橋 直也
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目25番1号
【電話番号】	(03) 6277-2658 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼管理部長 高橋 直也

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	200,283	310,432	406,232	534,967	799,307
経常利益 (千円)	54,996	74,648	84,154	66,537	188,260
当期純利益 (千円)	39,488	54,606	59,666	46,609	133,841
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
発行済株式総数 (株)	100	100	100	1,000,000	1,000,000
純資産額 (千円)	54,986	109,592	169,258	215,868	349,710
総資産額 (千円)	86,946	186,446	259,329	308,292	588,608
1株当たり純資産額 (円)	549,865.74	1,095,926.19	1,692,588.38	43.17	69.94
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	394,888.10	546,060.45	596,662.19	9.32	26.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	63.2	58.8	65.3	70.0	59.4
自己資本利益率 (%)	112.0	66.4	42.8	24.2	47.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	54,338	242,893
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△27,903	△8,503
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△4,320	30,827
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	214,023	479,239
従業員数 (人)	10	16	28	43	56

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、関連会社が存在しないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4. 2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っており、発行済株式総数は5,000,000株となっております。

5. 1株当たり配当額及び配当性向は、過年度においては配当を実施していないため記載しておりません。

6. 第6期、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

8. 当社は、第6期、第7期及び第8期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、当

該期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。

9. 当社は2019年11月26日付で普通株式1株につき10,000株、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
10. 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
11. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2019年11月26日付で普通株式1株につき10,000株、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第6期、第7期及び第8期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
1株当たり純資産額	(円)	11.00	21.92	33.85	43.17	69.94
1株当たり当期純利益	(円)	7.90	10.92	11.93	9.32	26.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は2011年に「インターネットを通じて、心のつながりを提供する」をミッションとして、理美容業界に対してクラウド型予約管理システムを提供することを目的に創業いたしました。

創業以降の当社に係る沿革は以下の通りです。

2011年10月	東京都品川区東五反田に株式会社サインド(資本金1,000千円)を設立
2012年5月	美容室向け公式iOSアプリ・Androidアプリが作成出来る「BeautyMerit(ビューティーメリット)」提供開始
2013年6月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」にWeb予約機能をリリース
2014年1月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」に一元管理(サイトコントローラー)機能をリリース
2014年8月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」管理画面がスマートフォンに対応
2016年11月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の課金店舗数が1,000件を突破
2017年2月	業務の拡大に伴い本社を東京都品川区東五反田内で移転
2017年4月	株式会社ケアートファクトリーより「レコサロ」を事業譲受
2017年7月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」にオンラインショップが作成出来るEC機能を提供開始
2017年10月	予約時にクレジット決済ができる「BeautyMerit Pay」を提供開始
2017年11月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」のWeb予約機能が多言語(英語・中国語)に対応
2018年4月	業務の拡大を目的として大阪府大阪市中央区に営業所を開設
2018年8月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の課金店舗数が2,000件を突破
2019年7月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」に独自のポイント管理が出来るポイント機能を提供開始
2020年2月	業務の拡大に伴い本社を東京都品川区西五反田に移転
2020年3月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の課金店舗数が3,000件を突破
2021年3月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」が「LINEミニアプリ」に対応
2021年3月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の課金店舗数が4,000件を突破
2021年4月	業務の拡大を目的として福岡県福岡市中央区に営業所を開設
2021年5月	情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001:2013) の認証を取得
2021年6月	「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の課金店舗数が5,000件を突破

3 【事業の内容】

当社は、「インターネットを通じて、心のつながりを提供する」というミッションのもと、理美容店舗に対して、店舗と顧客のつながりをサポートする、クラウド型予約管理システム「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の提供を通じた事業展開を行っております。

なお、当社は理美容ソリューション事業の単一セグメントとなります。

(1) サービスの特徴

当社の主要サービスである、「BeautyMerit(ビューティーメリット)」は、「顧客と時間の価値を最大化」というプロダクトポリシーのもと、理美容店舗に対して、集客・予約・施術・会計・アフターフォローに至るまで、店舗と顧客のつながりに対して、最適な顧客体験(CX(注1))の構築、働き方改革(DX(注2))を支援するサービスであります。

「BeautyMerit(ビューティーメリット)」はクラウドを通じてサービスを提供しているため、インターネット経由でどこからでもアクセスでき、また、ITリテラシーに関わらず利用可能なサービスを目指しており、誰でも使いやすいユーザー・インターフェースの構築等に留意した開発を推進しております。また、PCブラウザでの利用に加え、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末向けにも提供するなどマルチデバイスに対応しており、様々な環境で、店舗経営にまつわる情報をリアルタイムに把握することが可能になります。

(注) 1. CX: Customer Experience(カスタマーエクスペリエンス)の略語。顧客が製品やサービスと接して興味を持った時点から、購入して利用し続けるまでの事業者との接点(顧客接点)。顧客が事業者との関わりで得られるすべての価値。

2. DX: Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略語。IT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。

「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の特徴は以下のとおりです。

①店舗と顧客のつながりを構築するスマートフォンアプリ

総務省が発表した「令和3年版 情報通信白書」によると2020年のスマートフォンの世帯保有率は86.8%となり、急速にスマートフォン利用者が増加しております。そのような環境の下、「BeautyMerit(ビューティーメリット)」は、2012年5月のサービス提供当初から理美容店舗公式のスマートフォンアプリ作成サービスを提供し、店舗に来店される顧客が、iPhoneのApp Store・Androidのplayストアから、アプリをダウンロードし、会員登録して頂くことで顧客に対して様々なサービスを提供することが可能になります。

当社は、スマートフォンアプリを店舗と顧客をつなぐ重要な「場(Place)」と位置付けており、最適な顧客体験価値の提供を支援する各種機能をアプリ上で提供しております。店舗情報の掲載や24時間利用可能な予約システムはもちろんのこと、マイページ機能による予約履歴の確認、店舗独自に設定できるポイント・ランク機能によるリピーター化支援、トーク機能を活用したアフターフォローなどのコミュニケーション、EC機能による商品販売など、従来、来店時にしか提供できなかった接客サービスをオンライン上で実現しています。

また、日々蓄積されるデータを活用したクーポン配信やプッシュ通知による来店促進など、「パーソナライズ化」された販促活動が可能になります。

②一元管理(サイトコントローラー)による予約管理の自動化

ネット予約の急速な普及により、各集客サイト(注)もネット予約機能を搭載した集客支援を行っております。しかし各集客サイトの管理はそれぞれの管理画面から予約情報やシフト情報を更新する必要があり、多くの業務負担が発生します。そこで当社では、理美容業界に先駆けて複数の集客サイトの予約管理を自動化する一元管理(サイトコントローラー)を提供し、2021年10月末時点で、11サイトの集客サイトと連動しております。店舗は一元管理を活用することにより、「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の管理画面から予約情報やシフト情報を更新することで、自動的に各集客サイトに情報が反映されるので集客サイトの管理における業務負担を大幅に削減できます。

また、POSシステムと呼ばれる会計システムとの連動も行っており、会計時にPOSシステムへの予約情報の入力作業を自動化し、会計業務を大幅に削減しております。2021年10月末時点で、11社のPOSシステムと連動しており、すでに導入済みのPOSシステムを変更することなく、使い慣れたシステムのまま、より効率的な運用体制の構築が可能になります。

(注)集客サイト:理美容店舗に対して、新規の顧客獲得を支援することを目的としたインターネットメディア。

③SNSを活用した集客をサポートするWeb予約機能

ホームページやソーシャルメディアなどの普及により、集客サイトに頼らない形で、店舗やスタッフが積極的な情報発信をするスモールマーケティングを導入する流れが浸透してきております。消費者の店舗選びの基準として、顧客の「パーソナル化」志向が進んでおり、店舗選びの基準が、自分自身の志向する店舗であるかどうかで選択が行われております。次に特定の店舗の特定のスタッフに施術をオーダーしたい、という「パーソナル化」がソーシャルメディア等を駆使したスタッフ発信によることで進み、親和性を重ねる顧客が共感により来店につながるケースが増加しております。しかし、ソーシャルメディアにはネット予約機能はなく、予約時には電話やチャットによるやりとりが発生しております。そこで「BeautyMerit(ビューティーメリット)」のWeb予約機能を活用することでソーシャルメディアなどで集客した潜在顧客をオンライン上でスムーズに予約まで誘導できます。スタッフを指名したネット予約にも対応しており、スタッフ発信のソーシャルメディアからも安心してご予約頂けます。インバウンド需要にも対応すべく、英語・中国語など、多言語でのネット予約構築も可能になります。また、日本最大級のコミュニケーションアプリであるLINE上に予約の窓口を開設できる「LINEミニアプリ(注)」にも対応しており、通知もすべてLINEで完結するので予約確認の見落とし防止にもつながります。さらに、Google検索やGoogleマップから直接ネット予約が可能で「Googleで予約」にも対応しており、普段利用しているGoogleからスムーズに予約が完了するので初めての顧客も混乱なくネット予約が可能になります。

(注) LINEミニアプリ：ライフスタイルの様々なニーズに応えるサービスを、LINE上で提供できるウェブアプリケーション。

④会計業務の効率化やノーショー(No Show)対策を実現する決済機能

株式会社矢野経済研究所が発表した「理美容マーケティング総鑑2020年版」によると、政府が進める「キャッシュレス決済」への取り組みもあり、理美容業界も会計の効率化、来店客の利便性の向上につながり、また購買記録のデータを分析することで、マーケティング活動や販売機会の拡大につなげることもできることから「キャッシュレス決済」を導入する動きが業界で進んでおります。そこで、当社では、顧客がネット予約時にクレジットカード情報を登録することで、施術終了後にご登録頂いたクレジットカード情報から決済を行うことができる「BeautyMerit Pay」という決済機能を提供しております。「BeautyMerit Pay」を導入することで、会計業務の効率化や、顧客の利便性向上が期待されます。また、予約をしたにも関わらず来店しない、いわゆるノーショー(No Show)が業界全体で問題になっている中、「BeautyMerit Pay」を活用頂くことで、顧客が事前に登録するクレジットカード情報から店舗が設定したキャンセル規定に基づき、キャンセル料を徴収することが可能になります。

⑤業界特有の課題に対応したEC機能

理美容店舗で販売されている商品をスマートフォンアプリ上で販売できるEC機能を提供しております。店舗は来店した顧客に対して対面による商品販売を行っておりますが、シャンプーやリンスなどの消耗品の購入周期と顧客の来店周期は必ずしも一致せず、周期のズレによる機会損失が発生している状況があります。この課題に対して一部の理美容チェーンではEC販売を行っておりますが、多くの理美容店舗が小規模の人数で運営されているため、発送業務に対応できずEC販売を行うことが難しいのが現実です。そこで当社では、他社とのパートナーネットワークを活かし、EC販売における梱包・発送業務を請け負うことで理美容店舗は業務負担なくEC販売が可能になり、店舗は新たな収益源を確保することができます(2021年10月末時点で理美容ディーラー17社と提携)。また、理美容業界では店販商品の販売において販売者に対してインセンティブを付与するインセンティブ制度を導入している事業者が多い一方、EC販売の場合、販売者の特定が難しいという課題がありました。そこで、「BeautyMerit(ビューティーメリット)」では、予約履歴や施術担当者の情報を活用することで、顧客と担当者を紐付け、EC上でもインセンティブ制度を導入可能な環境を整備しております。

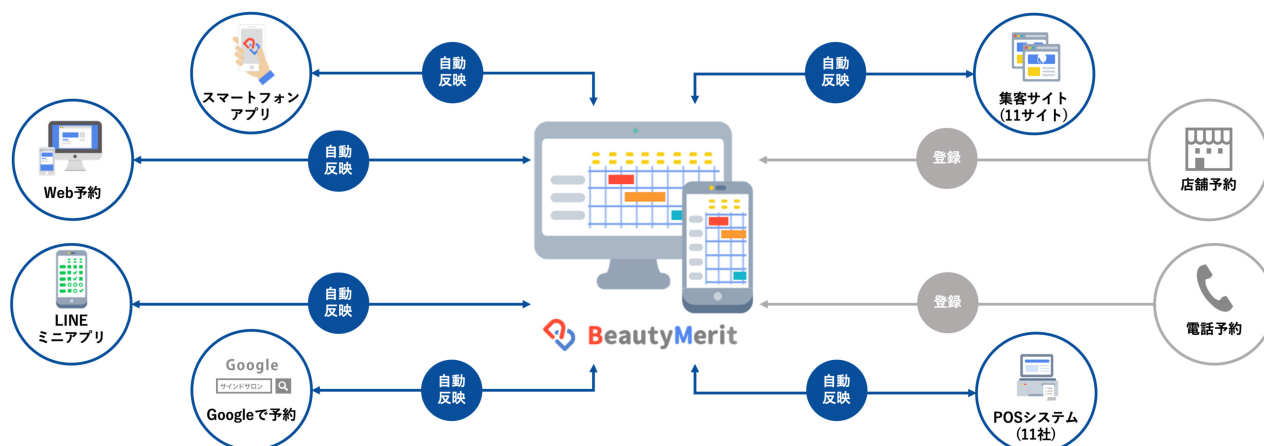
⑥店舗の経営指標を自動で見える化するデータ分析

店舗経営は、集客・予約・施術・会計・アフターフォローなど様々なオペレーションの組み合わせによって行われております。様々なソフトウェアやアナログ手法の組み合わせによって行われているためデータは断絶されております。そのため、ソフトウェアを、経営指標のモニタリングや分析を目的に利用することが難しいのが現実であります。それに対して、「BeautyMerit(ビューティーメリット)」では、集客サイト・POSシステムの管理を自動化する一元管理(サイトコントローラー)を有しており、従来、断絶されていた日々の業務における予約・顧客などの資産情報を自動的に収集し、予約経路別の売上やキャンセル率などが見える化するデータ分析機能を提供することで、店舗経営をサポートしております。

また、顧客の施術情報や接客情報であるカルテのデジタル化ができておらず、管理が煩雑になっているため、カルテの有効活用ができていない店舗が多くあります。そこで「BeautyMerit(ビューティーメリット)」は、カルテをクラウド上で管理できるカルテ機能を提供し、従来の紙のカルテでは実現できなかった、施術で利用した商品の販促活

動やカルテ情報の収集・分析による再現性の高いサービスの実現を可能にし、顧客満足度の向上をサポートしております。

[サービス全体像]



当社はいち早く理美容店舗のネット予約市場に着目し、2012年5月にクラウド型予約管理システム「BeautyMerit(ビューティーメリット)」をリリースして以来、集客・予約・施術・会計・アフターフォローに至るまで、業務のオペレーションをより円滑にするためのサービスを提供し、2021年10月末時点で5,600店舗以上にご利用頂いております。

「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の契約店舗数(注1)、ARPU(注2)、カスタマーチャーンレート(注3)及びARR(注4)の推移は以下の通りです。

	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月期 第2四半期末
契約店舗数(店舗)	1,101	1,745	2,431	3,021	4,187	5,518
ARPU(円)	13,776	13,279	13,721	14,241	15,429	14,575
カスタマーチャーン レート(%)	1.51	1.04	1.15	1.27	0.90	0.67
ARR(千円)	182,008	278,062	400,269	516,264	775,214	965,098

- (注) 1. 契約店舗数：期末時点で月額課金している店舗数の合計。
 2. ARPU：Average Revenue Per Userの略語。1有料課金店舗当たりの平均月額単価。
 3. カスタマーチャーンレート：契約店舗数における直近12ヶ月平均解約率。
 4. ARR：Annual Recurring Revenueの略語。各期末のサブスクリプション売上高を12倍することにより算出。既存の契約のみから、期末月の翌月からの12ヶ月で得られると想定される売上高を表す指標。

(2) ビジネスモデルについて

① 業界を牽引する理美容サービス事業者に選ばれるサービス

当社は、複数の集客サイトの予約管理を自動化する一元管理(サイトコントローラー)を理美容業界に先駆けて提供したリーディング企業として「ヘアサロン」「ネイルサロン」「エステサロン」「リラクゼーション」など、多様な業種に対してサービスを提供しており、2021年10月末時点で、5,600店舗以上に導入されております。中でも、美容師版「ミシュランガイド」と言われる「カミカリスマ 東京2021」掲載店舗の39.1%(2021年10月末時点)に利用されるなど、理美容業界を牽引する店舗に支持されております。

また、株式会社矢野経済研究所が発表した「理美容サロンマーケティング総鑑2021年版」の理美容市場の参入企業売上高上位40社(2018~2020年度)のうち、11社(2021年10月末時点)が「BeautyMerit(ビューティーメリット)」を導入しており、有力理美容チェーンでも活用されております。

② 安定性と成長性を両立するサブスクリプションモデル

「BeautyMerit(ビューティーメリット)」は、クラウドサービスの形で店舗にサービス提供を行っております。クラウドサービスとは、インターネットなどのコンピューターネットワークを経由してソフトウェアをサービスとして提供する形態のことで、SaaS (Software as a Service) と呼ばれております。収益構造は、店舗に対してクラウド上で提供するサービスの対価を、使用期間に応じて受領するサブスクリプション(月額課金)モデルとなっております。ソフトウェアのライセンス販売などの売り切り型ではなく、継続したサービス提供を前提としているため、利用期間において店舗の満足度を高めることが契約継続につながり、それによって長期利用の店舗が増加し、継続的に収益が積み上がっていくストック型の構造にあります。サブスクリプションモデルにより、2021年3月期のサブスクリプション売上高比率(注)は77.3%、2021年3月期のARRは7.75億円(前年同期比50.2%増)と安定した収益基盤を構築しております。

(注) サブスクリプション売上高比率：売上高のうち、継続的に得られる「BeautyMerit(ビューティーメリット)」の月額利用料の合計額が占める割合。

③ 継続的な改善サイクルを実現する組織体制

当社は、サービスの継続利用が前提となるビジネスモデルであるため、店舗の満足度を高めることをとても重視しております。営業やカスタマーサポートを通じた店舗に対する丁寧な運用サポートはもちろんのこと、これまで蓄積されたノウハウを基に店舗の状況に合わせた最適な使い方を提案し解約率の減少及びNRR(注)の向上を図っております。日々、営業が収集する店舗のニーズや競合の情報、カスタマーサポートが収集する店舗のニーズや課題、開発が集計・分析したデータを最大限活用し、素早くサービスに反映させる体制を構築しております。この組織体制により、2021年3月期のカスタマーチャーンレートは、0.9%、2021年3月期のNRRは、112.4%となっております。

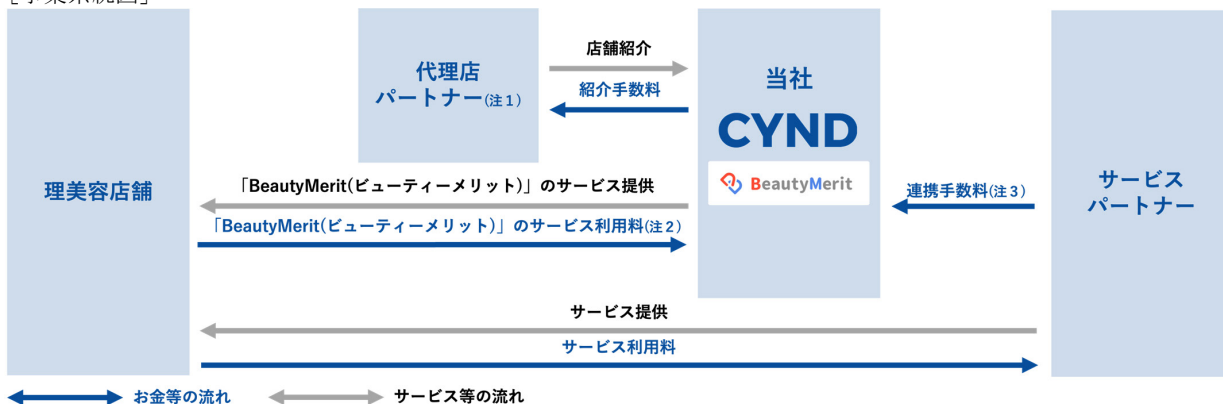
(注) NRR: Net Revenue Retentionの略語。既存店舗の売上高継続率。2021年3月期におけるNRRは、「2021年3月期サブスクリプション売上高÷2020年3月期サブスクリプション売上高」より算出。2020年3月末時点の既存店舗のサブスクリプション売上高のみから算出しており、新規店舗からのサブスクリプション売上高を含まない。

④ 強力なパートナーネットワークを構築

当社は、集客サイト、POSシステム、決済システムをはじめとする様々な企業との外部連携に対応し、強力なパートナーネットワークを構築することで、理美容店舗の利便性を追求しております。積極的な連携体制の構築により、すでに導入済みのシステムを変更することなく、シームレスに当社サービスを利用することができるため、基盤システムや会計システムを利用するような大手企業も「BeautyMerit(ビューティーメリット)」を導入しやすくなっております。これにより企業規模に関わらず、ご利用頂くことが可能になり、実際に1店舗から100店舗以上を運営する事業者まで幅広くご利用頂いております。

また、販売体制として、東京・大阪・福岡に営業拠点を構え、都心部を主たる対象とした直販営業に加え、理美容店舗に対して、美容商材の販売を行う理美容ディーラーをはじめとした理美容関連事業者を中心とした代理店パートナーによる営業活動を行っております。代理店パートナーは、当社へ店舗の紹介を行い、当社が店舗と契約を行います。サブスクリプションモデルは長期利用の店舗の増加が重要なため、契約及び導入はすべて当社社員が行う体制を取っております。

[事業系統図]



- (注) 1. 代理店パートナー：理美容店舗に対して美容商材を販売する理美容ディーラー等の理美容関連事業者。
2. 「BeautyMerit(ビューティーメリット)」のサービス利用料として、月額費用（サブスクリプションモデル）に加えて、新規に導入する際に、店舗の円滑なサービス導入をサポートするため、アカウント発行における初期設定を行い、その費用を初期費用として理美容店舗から受領しております。また、追加で機能を提供することで発生するオプション費用(サブスクリプションモデル)及び決済機能・EC機能の利用による決済手数料も受領しております。
3. 当社は一部の集客サイトなどの外部サービスの提供事業者(サービスパートナー)から「BeautyMerit(ビューティーメリット)」との連携の対価として連携手数料を受領しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
63	31.9	2.5	4,866

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時雇用者数は従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 最近日までの1年間において従業員が15名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
4. 当社は、理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中に記載した将来に関する事項は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づいて当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社は、「インターネットを通じて、心のつながりを提供する」というミッションのもと、インターネットとテクノロジーを駆使して、経済活動における「売り手」と「買い手」、そしてその関係をつなぐ「取引」において一人ひとりに、最適な顧客体験を構築する仕組みを提供し、事業者の経済成長を支えることを通じて企業価値の最大化を図ります。

ミッションを実現するために、当社は、行動指針(Value)として、以下の「目的でつながる」「データでつながる」「スピードでつながる」の三つを挙げております。

■ 目的でつながる

サインドは、クライアント・パートナー、サインドに関わるすべての皆さまを一つのチームと捉え、目的を共有し、常に当事者意識を持って行動します。

■ データでつながる

データは単なる数字ではなく、クライアントニーズでありチームの評価である。だからこそデータを信じ、データに基づいて戦略や行動を決定します。

■ スピードでつながる

目的から逆算した最短距離を常に考え、失敗を恐れず、自ら考え行動します。そこから得た学びや経験、課題をチームに共有し、チーム全体で成長し続けます。

上記の行動指針で示しているとおり、当社は、インターネットやテクノロジーを駆使して、個ではなくチームの力で、最適な顧客体験価値を提供していきます。

この指針が当社の「サービス」「ビジネスモデル」「組織」に反映されております。

(2) 経営戦略及び目標とする経営指標

当社は、顧客への提供価値、すなわち売上高の最大化が企業価値向上につながると考えております。当社ではサブスクリプション（月額課金）モデルの事業を中心とした事業展開を行っていることから、「ARR」の拡大を経営上の目標としております。この経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、「契約店舗数」、「ARPU」及び「カスタマーチャーンレート」を重要な経営指標と位置付けております。この経営上の目標を達成するために、継続的な顧客の獲得に加え、当社の顧客による解約率の減少や、サービスの機能拡張のために必要な投資を積極的に行なっていくことを経営戦略としております。

なお、経営指標の推移に関しましては、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) サービスの特徴」に記載のとおりであります。

(3) 経営環境

当社は、理美容店舗に対して、予約管理システム「BeautyMerit(ビューティーメリット)」に関する企画・運営等のサービスの提供を主な事業としております。したがって、理美容サービスにおけるネット予約の普及が当社の業績に大きく影響します。経済産業省が2021年7月に発表した「令和2年度 内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業」によると、理美容サービスにおけるネット予約市場は、2015年は2,420億円でしたが、その後3,261億円(2016年)、4,188億円(2017年)、4,928億円(2018年)、6,212億円(2019年)、6,229億円(2020年)となっており、2015年と2020年を比較すると、157.4%増と高い伸びを示しております。なお、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で、実際に理美容サービスを利用する機会が減少しましたが、ネット予約市場はこれまで市場規模が拡大基調であったため、利用回数の微減と相殺された結果、0.3%の微増となったと推定されております。

拡大の背景には、ネット予約に対応した理美容店舗の急拡大があるものと想定されます。多くの理美容店舗は小規模の人数で運営されるため、施術中の予約電話への対応が難しい状況があります。また、理美容サービスは1回あたりの施術時間がある程度特定できるため、予約時間の枠管理が比較的容易なことから、理美容サービスはネット予約との親和性が高いカテゴリーと考えられ、消費者への認知の拡大が対応店舗数のさらなる拡大につながるスパイラルによって、市場規模が拡大中であります。

対面サービス業であり、人的な労働力を不可欠とする理美容業界では、店舗間の競争激化とともに慢性的な人材不足も深刻化しています。規模の大小に関わらず店舗経営の情報システム化は加速しており、24時間予約システムの導

入が促進されるなど、サービス提供者の参入も活性化しています。

政府が取り組みを進める「働き方改革」の推進や、あらゆる業界で「人材不足」が業務課題として挙げられる中、理美容業界では、顧客のアフターフォロー、販促、リピーターを増やすためのサポートなどを一括管理してくれるシステムの導入は不可欠であると考えられます。

こうした環境を踏まえると、当社の「BeautyMerit(ビューティーマリット)」の需要は拡大していくものと考えております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①サービス機能の拡充

当社が競合優位性を確保しながら継続的に成長するためには、顧客満足度の向上に加えて、サービスの提供する価値を高め、低い解約率を確保することが重要であると認識しております。当社は、価値向上のため、データを活用した新たな提供サービスの開発・展開を推進し、「BeautyMerit(ビューティーマリット)」の価値向上に努めるとともに、サブスクリプションモデルによる収益基盤の強化を図ってまいります。

②システムの安定稼働と強化

当社は、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社は顧客の増加、取扱データ容量の拡大に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

③情報管理体制の強化

当社は、多くの個人情報を取扱っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると認識しております。現在も社内規程の厳格な運用、定期的かつ継続的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備等により、情報管理体制の強化徹底を図っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

④組織体制の強化

当社は、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等により継続的に成長していくため、多岐にわたるバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制の強化を整備していくことが重要であると認識しております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくためには、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築に努めてまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。従来より当社は監査役会の設置、社外取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めておりますが、今後も内部統制の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

当社は、サブスクリプションモデルの安定的な利益の積み上げを実現していることや、保有固定資産が少額であり、重大な評価損の発生リスクが小さいこと等から、財務基盤が健全であると考えております。

また、現時点において、新型コロナウイルス感染症による財務上の大きな影響はないと考えておりますが、依然として感染拡大の収束が見通せない状況であります。当社においても、理美容店舗の企業活動が停滞した場合、当社の財務状態に影響を及ぼす可能性があり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う理美容店舗への影響は、当社のリスク管理施策により抑制できるものではありませんが、経営指標のモニタリングなど情報収集を徹底し、可能な限り抑制に取り組んでいきたいと考えております。

2【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクを以下に記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資判断上重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から記載しております。当社はこれらのリスク発生可能性を十分に認識したうえで、発生の回避、発生した場合の対応に努める方針です。

当社のリスク管理体制に関しましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要、② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由、f. リスクコンプライアンス委員会」に記載のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 競合について

当社は、理美容領域におけるインターネットサービスの提供を事業領域としておりますが、同様の事業領域において、競合企業が存在しており、今後、更なる他社の新規参入により競争が激化する可能性があります。

当社は、引き続き顧客のニーズを汲んだサービスの提供を進める方針ではありますが、競合企業の営業方針、価格設定及び提供するサービス等は、当社が属する市場に影響を与える可能性があり、これらの競合企業に対して効果的な差別化を行うことができず、当社が想定している事業展開が図れない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② インターネット関連市場について

当社のサービスは、インターネットの活用を前提としていることから、ブロードバンド環境の普及によりインターネット利用環境が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。

今後もモバイルとPCの両面でより安価に快適にインターネットを利用できる環境が整い、情報通信や商業利用を含むインターネット関連市場は拡大するものと見込んでおりますが、仮に新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改訂を含む通信事業者の動向など、予期せぬ要因によりインターネット関連市場の発展が阻害される場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 理美容サービス市場について

当社の理美容ソリューション事業は、主に理美容領域に対し業種特化型のSaaSを提供することを主な事業としております。当領域においては、理美容サービスネット予約市場の拡大もあり、今後も市場の成長が見込まれますが、何かしらの理由により、市場の成長が停滞し、あるいは市場が縮小する等した場合や、市場動向に当社が対応できない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 技術革新について

当社が事業展開しているインターネット関連市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に早く、インターネット関連事業の運営者はその変化に柔軟に対応する必要があります。

当社においても、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するだけでなく、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めております。しかしながら、当社が技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、または、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① 特定のサービスへの依存について

当社の理美容ソリューション事業は、特定のサービスに依存した事業となっております。今後も取引の拡大に努めると同時に競合企業のサービスとの差別化を図ってまいります。競合企業や新規参入企業との競争激化等が、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② システムトラブルについて

当社のサービスは、インターネットを介して提供されております。安定的なサービスの運営を行うために、サーバー設備の増強、セキュリティの強化、システム管理体制の構築等により、システム障害に対する万全の備えをしております。

しかしながら、大規模なプログラミング不良や自然災害、事故、不正アクセス、その他何かしらの要因によりシス

テム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合には、社会的信用失墜、顧客に生じた損害を賠償することによる損失等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③第三者への依存について

当社は、顧客に対して、スマートフォン向けアプリの作成サービスを提供していることから、Apple Inc. 及び Google Inc. が運営するプラットフォームを通じてアプリを提供することが現段階の当社の事業にとって重要な前提条件となっております。また、当社は、予約一元管理(サイトコントローラー)など外部の事業者が提供するサービスとの連携を前提とした機能を有しております。したがって、これらの事業者の動向、事業戦略及び当社との関係等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④解約について

当社のサービスを導入した企業が、当社サービスを継続利用することで生じるサブスクリプション売上につきましては、顧客増加傾向にありますが、当社サービスの市場競争力の低下等によって解約が増加し、サブスクリプション売上が減少した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤営業活動に関するリスク

理美容ソリューション事業における顧客数の増加は当社の事業成長にとって非常に重要な要因であることから、各種営業施策等を用いた営業・販促活動を実施し、顧客数の増加を図っております。しかしながら、顧客の新規獲得数が計画通りに推移しない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥代理店パートナーとの取引関係について

当社は、「BeautyMerit (ビューティーメリット)」の顧客獲得及び事業拡大を図るに当たって、国内の企業を当社の「BeautyMerit (ビューティーメリット)」の代理店パートナーとして販売代理契約を締結し、販売促進に向けた協業を行っております。代理店パートナーと当社との関係は良好であります。今後取引の継続が困難になった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦新規事業の立ち上げについて

当社は、今後、更なる成長に向けて新規事業またはサービスを立ち上げる可能性があります。新規事業を立ち上げる場合に安定して収益を生み出していくまでにはある程度の時間がかかることが想定され、その間、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、新規事業の採算性には不透明な面も多く、予想通りの収益が得られない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧M&A及び業務提携について

当社は、自社で行う事業開発に加えて、M&A及び他社との業務提携を通じた事業展開を推進しています。M&A及び提携にあたっては、当社戦略との整合性やシナジーを勘案して対象企業の選定を行い、当該企業の財務内容、契約関係、事業の状況等についてデューデリジェンスを実施した上で、取締役会において慎重に判断を行います。しかしながら、これらのM&Aや提携が期待通りの効果を生まざれば戦略目的が達成できない場合、投資後の未認識の問題が判明した場合等には、対象企業の株式価値や譲り受けた事業資産の減損処理を行う必要が生じる等、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨売掛金回収リスクについて

当社は取引先との売掛取引に際しては、十分な与信管理の下で販売を行っておりますが、予期せぬ取引先の倒産等により貸倒れが発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は提供するサービスに係る利用料金について、クレジットカード決済及び銀行口座振替を利用できるようになっており、一部の決済代行会社に売掛金残高が集中する傾向があります。したがって、相手先のシステム不良等、何かしらの事情によりサービス利用料金の決済に支障が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑩事業拡大に伴うシステム投資について

当社は、サービスの安定稼働や顧客満足度向上を図るためには、サービスの成長に伴い先行的にシステムやインフラに投資を行っていくことが必要であると認識しております。今後、予測される顧客数の拡大、セキュリティ強化のための設備投資において、実際の顧客数が当初の予測から大幅に乖離する場合は、設備投資の前倒し等、当初の計画よりも大きい投資負担を行わなければならない、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3)組織体制に関するリスク

①小規模組織であることについて

当社の組織体制は小規模であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに準じたものとなっております。当社は、今後の業務拡大に伴い、内部管理体制及び業務執行体制の充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策に対し十分な対応ができなかった場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②人材確保と育成について

当社は、継続的な事業拡大のためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が最も重要であると認識しております。しかしながら、当社が求める優秀な人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、継続的な業務運営及び事業拡大等に支障が生じることや、採用費が計画から乖離すること等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③特定人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役社長である奥脇隆司と、代表取締役副社長である高橋直也の両氏は、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略構築など、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。当社は事業拡大に伴い、取締役会等における役員及び幹部社員との情報共有や経営組織の強化を図り、両氏に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何かしらの理由により両氏のうちいずれかが業務を継続することが困難となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4)法務に関するリスク

①個人情報保護について

当社は、提供するサービスに関連して個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

当社は、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上重要事項と捉え、アクセスできる社員を限定すると共に、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインを遵守し、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、当社が保有する個人情報につき、漏洩、改ざん、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえず、これらの事態が起こった場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社への損害賠償請求または信用の低下等によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②知的財産権について

当社は、運営するサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、当社の管理部及び顧問弁護士への委託等による事前調査を行っております。しかしながら、万が一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払いやこれらに伴うサービス内容の変更の必要等が発生する可能性があります。また、当社が保有する権利の権利化ができない場合もあります。こうした場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③訴訟について

当社は、現在において、係争中の案件のうち、当社の経営に重要な悪影響を及ぼす可能性のある訴訟は存在しないものと認識しております。しかしながら、現時点で認識していない想定外の訴訟が発生した場合は当社の経営成績及び財政状態並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(5)その他のリスク

①自然災害、事故等について

当社では、自然災害、事故等に備え、サービスの定期的バックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社の所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生し、当社が保有する設備の破損や電力供給やインターネットアクセスの制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②新型コロナウイルス感染拡大の影響について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行に伴い、移動制限や企業活動の制限等による経済活動の停滞などが発生する可能性があります。当社においても、顧客の企業活動が停滞した場合、または、予期できない経済または社会活動の行動変容が起こった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、利益配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮しながら配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在、成長過程にあると認識していることから、内部留保の充実を図り、業容拡大及び経営基盤の強化のための投資に充当することにより、より一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えているため、今後の配当実施の可能性及びその時期については未定であります。

④新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員等の長期的な企業価値向上に対する士気を高める目的等のためにストックオプションを付与しております。

現在付与されている、又は今後付与するストックオプションの行使が行われた場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化し、この株式価値の希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

⑤大株主の保有状況について

本書提出日現在、当社代表取締役社長の奥脇隆司と代表取締役副社長の高橋直也は、発行済株式総数のそれぞれ48.0%、40.0%で計88.0%を保有しております。

両者は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しておりますが、何かしらの事情によりこれらの当社株式が売却され、両氏の持分比率が低下した場合には、当社株式の市場価値及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態

第10期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べ278,698千円増加し、536,872千円となりました。

これは主として、営業活動からのキャッシュ・フロー収入による現金及び預金の増加265,216千円、営業取引の増加に伴う売掛金の増加14,281千円によるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べ1,617千円増加し、51,736千円となりました。

これは主として、従業員用のPCの購入による工具、器具及び備品の増加5,057千円、のれん償却に伴うのれんの減少6,000千円によるものです。

この結果、総資産は588,608千円となり、前事業年度末に比べ280,316千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末に比べ132,316千円増加し、212,523千円となりました。

これは主として、未払法人税等の増加40,858千円、人員の増加による人件費の増加に伴う未払金の増加23,461千円、未払消費税等の増加21,707千円及び新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化に備えるための新規借入に伴う1年内返済予定の長期借入金の増加16,668千円によるものです。

固定負債は、前事業年度末に比べ14,159千円増加し、26,375千円となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化に備えるための新規借入に伴う長期借入金の増加によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ133,841千円増加し、349,710千円となりました。

これは、当期純利益133,841千円を計上したことによる繰越利益剰余金の増加によるものです。

第11期第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は692,890千円となり、前事業年度末に比べ104,281千円増加いたしました。

これは主として、営業活動からのキャッシュ・フロー収入による現金及び預金の増加88,276千円、営業取引の増加に伴う売掛金の増加9,162千円によるものです。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は221,226千円となり、前事業年度末に比べ17,672千円減少いたしました。

これは主として、前事業年度末において賞与に係る未払金を計上していたこと等による未払金の減少15,876千円によるものです。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は471,664千円となり、前事業年度末に比べ121,954千円増加いたしました。

これは、四半期純利益の計上121,954千円によるものです。

b. 経営成績

第10期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済環境は厳しい状況で推移いたしました。政府や自治体による各種政策で経済活動は一部回復の兆しがみられたものの、感染の再拡大により再度の自粛要請がなされるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社は、「インターネットを通じて、心のつながりを提供する」というミッションのもと、理美容店舗に対して、店舗と顧客のつながりをサポートする、クラウド型予約管理システム

「BeautyMerit（ビューティーメリット）」の提供を通じた事業展開を行ってまいりました。

「BeautyMerit（ビューティーメリット）」の新機能として、店舗に来店する顧客の予約経路毎の分析やアプリの会員数や会員比率をグラフで表示する「分析機能」や顧客の情報を登録できる「カルテ機能」など最適な顧客体験価値の提供を支援する各種機能を追加いたしました。また、他社システムとのシステム連携の開発を進め、一元管理ができるシステム数を拡充いたしました。さらに今後のシェア拡大に向けて、営業及び開発エンジニアの人員の積極的採用や販売代理店の拡充等を行い、販売網の強化をはかった結果、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初は対面での商談機会の制限が生じたものの、対面とオンラインを使い分け、場所を問わず積極的に営業活動を推進した結果、契約件数は増加し、売上高は大幅に増加いたしました。

その結果、当事業年度の売上高は799,307千円（前年同期比49.4%増）、営業利益は188,006千円（同182.9%増）、経常利益は188,260千円（同182.9%増）、当期純利益につきましては133,841千円（同187.2%増）となりました。

なお、当社は理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第11期第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、ワクチン接種の効果への期待はあるものの、依然として先行き不透明な状況であり、しばらくは新型コロナウイルスとの共存を模索する動きが続くものと考えられます。

このような環境の中、当社は、「インターネットを通じて、心のつながりを提供する」というミッションのもと、理美容店舗に対して、店舗と顧客のつながりをサポートする、クラウド型予約管理システム

「BeautyMerit（ビューティーメリット）」の提供を通じた事業展開を行ってまいりました。

「BeautyMerit（ビューティーメリット）」ではコロナ禍において美容室・美容店舗の興味関心が高いEC機能において、大手美容ディーラーとの連携の強化を図りました。大手美容ディーラーとの連携数を増やすことで、在庫を抱えずに店販商品をオンラインショップで販売できる商品数が増加し、美容室・美容店舗のEC売上を更に生み出しやすくする仕組みの構築を進めました。

また、今後のシェア拡大に向けて採用活動を進め、営業及び開発エンジニアの人員を強化し、営業活動も積極的に進めたことで引き続き大手チェーン店を含めた契約件数は増加し、売上高は大幅に増加いたしました。

この結果、当第2四半期累計期間における売上高は507,637千円、営業利益は174,493千円、経常利益は173,388千円、四半期純利益は121,954千円となりました。

なお、当社は理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ265,216千円増加し、当事業年度末には479,239千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は242,893千円（前年同期比347.0%増）となりました。これは主に、税引前当期純利益188,260千円、未払金の増加額23,461千円及び未払消費税等の増加額21,707千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は8,503千円（同69.5%減）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出7,867千円、差入保証金の差入による支出636千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は30,827千円（前年同期は4,320千円の使用）となりました。これは、長期借入

れによる収入50,000千円、長期借入金の返済による支出19,173千円によるものです。

第11期第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ88,276千円増加し、当第2四半期会計期間末には567,516千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は107,970千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益175,438千円、未払金の減少額16,053千円及び未払消費税等の減少額11,342千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は8,024千円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出1,622千円、差入保証金の差入による支出6,402千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は11,670千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出11,670千円によるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

第10期事業年度及び第11期第2四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

なお、当社は理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第10期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		第11期第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)
理美容ソリューション事業	799,307	149.4	507,637
合計	799,307	149.4	507,637

(注) 1. 最近2事業年度及び第11期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値は過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき、見積り及び判断が必要となる場合があります。経営者はこれらの見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるために、これらの見積りと結果が異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

重要な会計上の見積りは、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績

第10期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(売上高)

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ264,339千円増加し799,307千円（前年同期比49.4%増）となりました。

これは、主に「BeautyMerit（ビューティーメリット）」の契約店舗数が3,021件から4,187件に伸びたことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、前事業年度に比べて28,572千円増加し135,298千円（同26.8%増）となりました。これは、主に開発部門の人員の増加によるものです。

以上の結果、売上総利益は前事業年度に比べて235,767千円増加し664,009千円（同55.1%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べて114,216千円増加し476,003千円（前年同期比31.6%増）となりました。これは、営業部員の採用を積極的に行ったことにより人件費が97,316千円増加したことによるものです。

以上の結果、営業利益は前事業年度に比べて121,551千円増加し188,006千円（同182.9%増）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は、前事業年度に比べて193千円増加し504千円（前年同期比62.2%増）となりました。

これは、主として、助成金収入477千円（前事業年度は発生なし）によるものです。

営業外費用は、前事業年度に比べて22千円増加し250千円（前年同期比9.6%増）となりました。これは、支払利息250千円（同9.6%増）によるものです。

以上の結果、経常利益は前事業年度に比べて121,722千円増加し188,260千円（同182.9%増）となりました。

(特別利益、特別損失、税引前当期純利益)

当事業年度の特別利益、特別損失の計上はありません。（前事業年度は固定資産の除却に伴う特別損失1,607千円を計上）

以上の結果、税引前当期純利益は前事業年度に比べて123,330千円増加し188,260千円（前年同期比189.9%増）となりました。

(法人税等、当期純利益)

法人税、住民税及び事業税が57,733千円発生したことにより、法人税等合計が前事業年度に比べ36,098千円増加し、54,418千円（前年同期比197.0%増）となりました。

以上の結果、当期純利益は前事業年度に比べ87,231千円増加し、133,841千円（前年同期比187.2%増）となりました。

第11期第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

(売上高)

当第2四半期累計期間の売上高は、507,637千円となりました。

これは、主に「BeautyMerit（ビューティーマリット）」の契約店舗数が堅調に増加したことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

当第2四半期累計期間の売上原価は、79,871千円となりました。これは、主に開発部門の人件費によるものです。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上総利益は427,766千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、253,272千円となりました。これは、主に営業部門等の人件費によるものです。

以上の結果、当第2四半期累計期間の営業利益は174,493千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第2四半期累計期間の営業外収益は、16千円となりました。これは、主に法人税還付金によるものです。

当第2四半期累計期間の営業外費用は、1,121千円となりました。これは、主に上場関連費用によるものです。

以上の結果、当第2四半期累計期間の経常利益は173,388千円となりました。

(特別利益、特別損失、税引前四半期純利益)

当第2四半期累計期間の特別利益は、2,050千円となりました。これは、和解金収入によるものです。

当第2四半期累計期間の特別損失の計上はありません。

以上の結果、当第2四半期累計期間の税引前四半期純利益は175,438千円となりました。

(法人税等、四半期純利益)

当第2四半期累計期間の法人税等は、53,484千円となりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の四半期純利益は121,954千円となりました。

なお、当社のキャッシュ・フローの状況の分析等は「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

③ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社における主な資金需要は、提供サービスの品質の向上や新機能の追加のための開発部門の人件費等の費用や顧客獲得のための営業部門の人件費や代理店パートナーへの費用等となります。これらの資金需要に対しては、主に自己資金、金融機関からの長期借入金により調達をしております。

第10期事業年度末の現金及び現金同等物は479,239千円となり、十分な流動性を確保していると考えております。

今後の事業拡大に向けた運転資金・設備資金については、金融機関からの借入又は株式発行による調達を予定しております。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑤ 経営者の問題意識と今後の方針に関して
経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑥ 経営方針、経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容
当社は、顧客への提供価値、すなわち売上高の最大化が企業価値向上につながると考えております。当社ではサブスクリプション（月額課金）モデルの事業を中心とした事業展開を行っていることから、「ARR」の拡大を経営上の目標としております。この経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、「契約店舗数」、「ARPU」及び「カスタマーチャーンレート」を重要な経営指標と位置付けております。各指標の進捗状況については、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) サービスの特徴」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第10期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度において実施した設備投資の総額は7,867千円であり、主な内容は従業員用のパソコンの購入であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第11期第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当第2四半期累計期間において実施した設備投資の総額は1,977千円であり、主な内容は従業員用のパソコンの購入であります。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
		建物附属設備	工具、器具 及び 備品	合計	
本社 (東京都品川区)	事務所	8,200	6,455	14,656	52

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社建物は賃借物件であり、年間賃借料は21,067千円であります。

4. 当社は、理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

5. 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時雇用者数は従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】 (2021年10月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都品川区)	データセンター	298,000	—	増資資金	2024年3月期 (注)2.	2024年3月	(注)3.
本社 (東京都品川区)	オフィス 移転費用	325,000	—	増資資金	2024年3月期 (注)2.	2024年3月	(注)3.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 着手年月につきましては、2024年3月期中の着手を予定しておりますが、月は未定であります。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

4. 当社は、理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 2021年7月15日の取締役会決議に基づき、2021年9月1日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は16,000,000株増加し、20,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,000,000	—	—

- (注) 1. 2021年7月15日の取締役会決議に基づき、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,000,000株増加し、5,000,000株となっております。
2. 2021年8月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年8月31日付で定款一部変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2019年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 38（注） 5
新株予約権の数（個）※	55,300(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 55,300[276,500]（注） 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	145[29]（注） 3、6
新株予約権の行使期間※	自 2021年12月1日 至 2029年11月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 145[29] 資本組入額 72.5[14.5] （注） 6
新株予約権の行使の条件※	<p>①本新株予約権の付与時に当社の取締役及び従業員であった対象者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②対象者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③対象者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p> <p>④対象者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>⑤対象者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p> <p>⑥本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円を上回らない範囲であること。</p> <p>⑦対象者は、本件株式の上場日から起算して3年を経過する日までは本新株予約権を行使することができない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 4

※ 最近事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は5株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次に定める算式をもって行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

$$\text{調整後 調整前 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとします。

また、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社従業員37名となっております。

6. 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2020年12月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 31
新株予約権の数（個）※	40,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 40,000[200,000]（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	713[143]（注）2、4
新株予約権の行使期間※	自 2022年12月5日 至 2030年12月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 713[143] 資本組入額 356.5[71.5] （注）4
新株予約権の行使の条件※	<p>①本新株予約権の付与時に当社の取締役及び従業員であった対象者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。</p> <p>②対象者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。本新株予約権の割当後、権利行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられていないことを要する。</p> <p>③対象者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p> <p>④対象者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>⑤対象者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p> <p>⑥本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円を上回らない範囲であること。</p> <p>⑦対象者は、本件株式の上場日から起算して5年を経過する日までは本新株予約権を行使することができない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）3

※ 最近事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は5株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次に定める算式をもって行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

$$\text{調整後 調整前 行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとします。

また、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

4. 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2019年11月26日 (注) 1	999,900	1,000,000	—	1,000	—	—
2021年9月1日 (注) 2	4,000,000	5,000,000	—	1,000	—	—

(注) 1. 株式分割 (1 : 10,000) によるものであります。

2. 株式分割 (1 : 5) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2021年10月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	4	4	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	50,000	50,000	—
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,000,000	50,000	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は100株であ ります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,000,000	—	—
総株主の議決権	—	50,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、利益配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮しながら配当を実施していくことを基本方針としております。

現時点においては、今後の業容拡大及び経営基盤の強化のための内部留保の充実を図ることが重要であると考え、設立以来無配を継続してまいりました。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術開発体制を強化し、さらに業容拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

今後の配当時期等につきましては現在のところ未定ではありますが、経営成績、財政状態、内部留保とのバランス等を勘案し検討を実施していく方針であります。

当社は、剰余金の配当を行う場合は、毎年3月31日を基準日とする期末配当の年1回を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、継続的な事業の成長を通じて株主や取引先等のステークホルダーを始め、広く社会一般からも信頼される企業となるべく、法令遵守の徹底とコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置づけております。その実現のために、今後更に精度の高い法令遵守体制の確立と、経営環境の変化に適切かつ速やかに対処できる組織並びにすべてのステークホルダーに対して透明性及び健全性の高い意思決定プロセスの導入を図って参ります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長奥脇隆司が議長を務め、高橋直也、亀井信吾、菅野隆、峰崎揚右の取締役5名（うち社外取締役は菅野隆、峰崎揚右の2名）で構成され、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は、法令に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行の監督をする機関と位置づけております。毎月の営業状況や業績の報告が行われ、経営課題等について審議・決議しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役の小山肇が議長を務め、非常勤監査役加久田乾一、桜井祐子の監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役は、取締役会や経営会議など社内の重要な会議に出席するほか、取締役、従業員及び会計監査人から情報を収集するなどして、取締役の職務の執行を監督しております。原則として月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて随時監査役会を開催しております。

c. 経営会議

経営会議は、代表取締役社長奥脇隆司が議長を務め、高橋直也、亀井信吾の常勤取締役3名、常勤監査役小山肇、執行役員である池田英右及び社長が指名した者により構成されており、原則月1回開催しております。会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図っております。

d. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

e. 内部監査

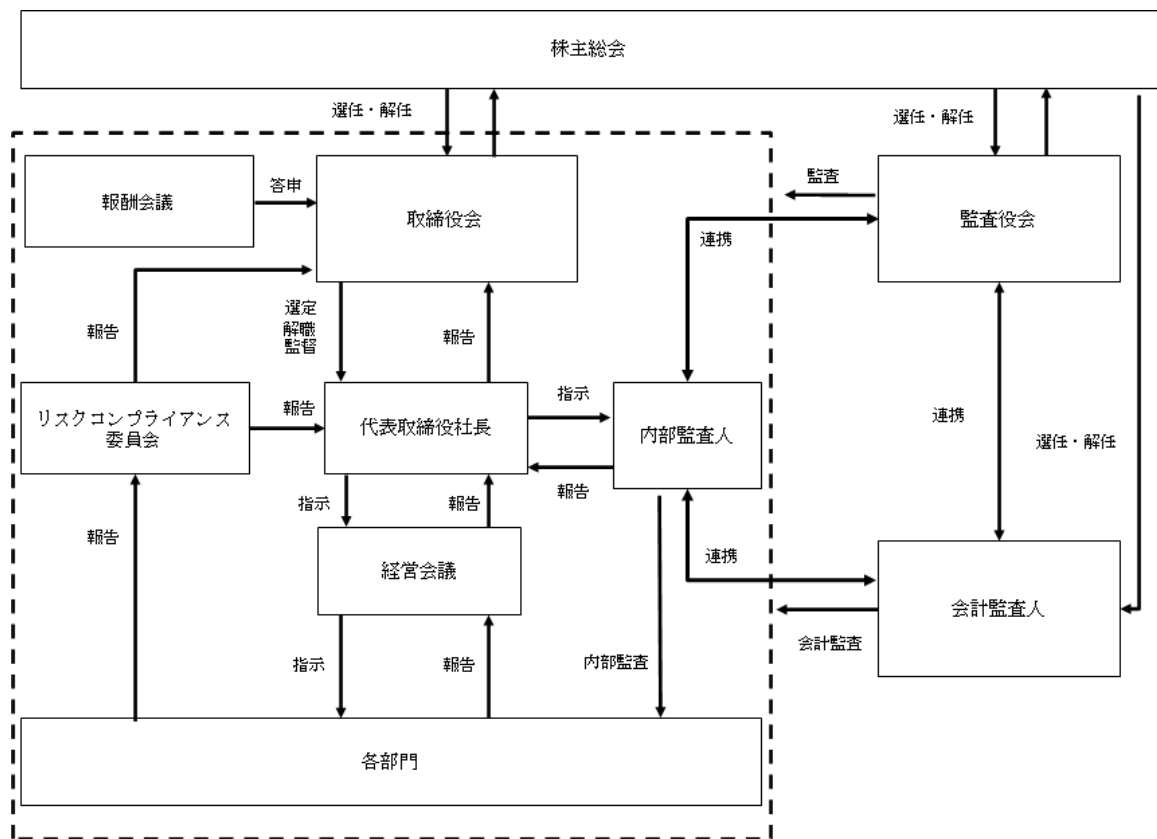
当社の内部監査は代表取締役社長が任命した内部監査責任者及び内部監査担当者（2名）が行っております。内部監査担当者は内部監査規程及び内部監査計画に基づき、各部門の業務活動が社内規程やコンプライアンスに則り適正かつ効率的に行われているか、顕在化しているリスクに適切に対応しているかや隠れたリスクがないか等の観点から監査を行っております。監査の結果は代表取締役に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。

f. リスクコンプライアンス委員会

当社は、リスクコンプライアンス委員会を設置し、事業活動の過程で発生するあらゆるリスクを予防・軽減するための活動に取り組んでおります。同委員会は、代表取締役社長奥脇隆司が委員長を務め、高橋直也、亀井信吾の常勤取締役3名と執行役員である池田英右で構成され、オブザーバーとして常勤監査役小山肇が参加しており、リスク発生を未然に防止するとともに、それらが発生した場合に対応しております。

g. 報酬会議

取締役の報酬額決定プロセスの透明性を確保するため、報酬会議を設置しております。報酬会議は代表取締役社長奥脇隆司が議長を務め、高橋直也、亀井信吾、菅野隆、峰崎揚右の取締役5名（うち社外取締役は菅野隆、峰崎揚右の2名）、小山肇、加久田乾一、桜井祐子の監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。



h. 当該体制を採用する理由

当社においては、当社取締役会の監督機能の向上を図り、経営の効率性及び健全性を高め、さらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、本体制を採用いたしました。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は、各業務部門の責任者に取締役及び執行役員を配置し、権限の職務分掌と取締役会による牽制機能を持たせた形で、各施策の有効性及び業務の効率性並びにコンプライアンスの機能性等の観点から各業務をチェックし、経営目標の達成を目指しております。また内部監査人による各部門の内部監査を行い、内部統制システムの有効性を検証しております。その概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、年に1回以上全社員を対象とした教育・指導を行い、周知徹底をする。
- (b) コンプライアンス規程を制定し、リスクコンプライアンス委員会の中でコンプライアンス体制の構築及び維持に努める。
- (c) コンプライアンスに関する教育及び研修は年に1回以上開催し、コンプライアンスに対する意識の向上と周知徹底を図るものとする。
- (d) 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するための内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見を図るものとする。
- (e) 健全な会社経営のため、反社会的勢力対応規程に基づき反社会的勢力とは関りを持たない体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行うものとする。
- (b) 取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を常時閲覧できる体制を確保するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクの未然防止、極小化のためにリスク管理規程を制定し、各種リスクに対応する組織・責任者を定め管理体制を構築し、当社のリスクを網羅的・総括的に管理を行う。
 - (b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、リスクに対する対応体制の強化を図るものとする。
 - (c) 危機発生時には、対策本部を設置し社内等への適切な情報伝達と危機に対して適切且つ迅速に対処する。
 - (d) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を年に1回以上定期的に実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社の取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
 - (b) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等については、法令の改廃、職務の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
 - (c) 取締役会及び経営会議による月次業績等のレビューと改善策の実施を行う。また、取締役会及び経営会議は、定期的に毎月1回開催するほかに、必要に応じて臨時でも開催する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人の求めにより、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。
 - (b) この補助使用人の異動及び人事評価には監査役の同意を必要とする。
 - (c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
 - (b) 当社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - イ. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - ロ. 会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - (c) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する。
 - (d) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

7. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - (b) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

8. 監査役がその職務を執行するに際して発生する費用等の処理に係る方針
監査役がその職務を執行するに際して発生する費用の前払の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理については、監査役会の請求等に従い円滑に行える体制とする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (a) 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築する。
 - (b) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
 - (c) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
 - (d) 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、

是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講ずる。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 当社は、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力調査マニュアルにおいて、反社会的勢力による被害の防止並びに反社会的勢力の排除について規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
- (b) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

b. リスク管理体制の整備の状況

1. リスク管理体制及び取組みの状況

当社は、事業の継続・安定的発展を確保するため「リスク管理規程」を制定し、リスクコンプライアンス委員会を定期的に開催することで全社的なリスク管理体制を強化しております。緊急事態が発生した場合、あるいはその発生が予想される場合には代表取締役社長が責任者となり、迅速な対応を行い、緊急事態の拡大を最小限にとどめ、早期に解決するよう努めております。

2. コンプライアンス体制及び取組みの状況

当社は、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」を制定し、リスクコンプライアンス委員会を定期的に開催することで、コンプライアンス精神を浸透させるとともに、役員・従業員の行動の基本としております。この実効性を確保する制度として、各種社内規程、内部監査人、内部通報制度等を設けております。

3. 情報セキュリティ体制及び取組みの状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報取扱管理規程」等を定め、当社の情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。

c. 取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨を定款で定めております。

d. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

e. 取締役及び監査役の責任免除の内容

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

f. 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づ損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

g. 役員等賠償責任保険の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。取締役及び監査役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

h. 中間配当

当社は、年1回、期末に剰余金の配当を行うことを基本的な方針としておりますが、株主に対する機動的な

利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議にて中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

i. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

j. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	奥脇 隆司	1988年8月24日生	2011年4月 比較.com株式会社(現 手間いらず株式会社) 入社 2011年10月 当社設立 代表取締役社長 就任(現任)	(注) 3	2,400,000
代表取締役副社長 兼管理部長	高橋 直也	1985年6月4日生	2008年4月 比較.com株式会社(現 手間いらず株式会社) 入社 2011年10月 当社設立 取締役 就任 2019年9月 当社代表取締役副社長 就任 2019年10月 当社代表取締役副社長兼管理部長 就任(現任)	(注) 3	2,000,000
取締役	亀井 信吾	1977年4月2日生	2003年4月 株式会社アド・ホック 入社 2007年2月 比較.com株式会社(現 手間いらず株式会社) 入社 2008年11月 株式会社プラスアルファ(現 手間いらず株式会社) 入社 2016年1月 株式会社Project8 入社 2019年8月 当社取締役 就任(現任)	(注) 3	450,000
取締役	菅野 隆	1958年11月2日生	1983年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 1991年12月 住友信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 入行 1996年9月 CSKベンチャーキャピタル株式会社 入社 1999年4月 株式会社NTTドコモ 入社 2003年2月 マイクロソフトコーポレーション 入社 2004年5月 株式会社カービュー取締役 就任 2006年12月 比較.com株式会社(現 手間いらず株式会社) 入社 2007年12月 ケンコーコム株式会社(現 Rakuten Direct株式会社) 入社 2011年12月 ケンコーロジコム株式会社(現 Rakuten Direct Logistics株式会社) 代表取締役就任 2014年10月 株式会社ディスコ 入社 2017年1月 早稲田フロンティアマインド株式会社 入社 2019年12月 当社取締役 就任(現任)	(注) 3	—
取締役	峰崎 揚右	1973年4月19日生	1999年4月 日本オラクル株式会社 入社 2001年7月 カーポイント株式会社(現 株式会社カービュー) 入社 2005年8月 株式会社インデックス 入社 2005年9月 ポイントオン株式会社 転籍 2007年9月 比較.com株式会社(現 手間いらず株式会社) 取締役 就任 2008年4月 グローバルトラベルオンライン株式会社(現 手間いらず株式会社) 取締役 就任 2011年5月 株式会社リベント 取締役 就任 2016年4月 株式会社バブリア設立 代表取締役 就任(現任) 2020年11月 当社取締役 就任(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	小山 肇	1952年12月28日生	1979年11月 株式会社ロッテリア 入社 1998年8月 東和産業株式会社 入社 2000年4月 同社分社化による東和フードサービス株式会社へ転籍 2006年8月 株式会社みのや 入社 2012年5月 株式会社ハピネス・アンド・ディ 入社 2014年12月 株式会社バーガーキングジャパン・ホールディングス 入社 2020年3月 当社監査役 就任(現任)	(注) 4	—
監査役	加久田 乾一	1954年12月14日生	1978年11月 新和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1982年9月 公認会計士登録 1986年10月 青山監査法人入所 1996年7月 同所 代表社員 就任 2000年7月 アイピーオー総合研究所株式会社 代表取締役 就任(現任) 2012年6月 株式会社WDI 監査役 就任 2019年9月 当社監査役 就任(現任)	(注) 4	—
監査役	桜井 祐子	1987年2月18日生	2015年1月 弁護士登録 福家総合法律事務所 入所 2016年4月 東京弁護士会常議員 2017年9月 外務省国際法局経済条約課着任 2019年4月 福家総合法律事務所帰任 2019年4月 株式会社イデアレコード 監査役就任(現任) 2019年12月 株式会社ビジコム 監査役就任(現任) 2020年2月 佐藤総合法律事務所入所(現任) 2020年3月 当社監査役 就任(現任)	(注) 4	—
計					4,850,000

- (注) 1. 取締役 菅野隆及び峰崎揚右は、社外取締役であります。
2. 監査役 小山肇及び加久田乾一、桜井祐子は、社外監査役であります。
3. 2021年8月31日開催の臨時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2021年8月31日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は、意思決定・監督と執行の分離によるの活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
執行役員 営業部長	池田 英右

② 社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

当社は社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、会社法や株式会社東京証券取引所の規則等を参考にし、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待されること、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことに留意し、識見、経験等を総合的に判断しております。当社の社外役員は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、ガバナンスの強化、業務及び財務の適正性の確保等に貢献するものと考えております。

社外取締役の菅野隆氏は、米国の大学院でMBAを取得しており、ベンチャー企業等の成長企業に対するアドバイザー経験及び上場企業における経営管理等、企業経営に関する幅広い見識と豊富な経験を有していることから当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏との間には、人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の峰崎揚右氏は、上場会社での取締役の経験者であり、IT業界における長年の経験や人脈、企業経営に関する幅広い見識と豊富な経験から、当社の経営戦略上有用な意見・助言が期待でき当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏との間には、人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害

関係はありません。

社外監査役の小山肇氏は、企業の経理責任者として長年、企業経理及び財務に精通しており、さらに上場企業の内部監査部門の責任者として内部監査及び内部統制に精通していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、同氏との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である加久田乾一氏は、公認会計士資格を有しており、長年の公認会計士業務及び税理士業務にて培われた専門知識とご経験が、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化に貢献いただけるものと考え、社外監査役として適任であると判断し、選任しております。なお、同氏との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の桜井祐子氏は、弁護士として高度な専門的知識と幅広い見識、豊富な経験を有し、企業法務に精通していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、同氏との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役による業務執行者から独立した監視・監督機能及び監査役・監査役会による当該機能の両輪を核としたガバナンス体制が適切であると判断しております。

当社監査役と内部監査担当者は、定期的に連絡会を開催し、内部監査と監査役監査の監査結果を共有し、相互補完することにより、実効的かつ効率的な監査を行っております。

当社監査役と内部監査担当者は、会計監査人との情報及び意見交換を行い、密接な連携を保ち、法令等の遵守及びリスク管理等に関する内部統制システムの有効性を確認するとともに、監査の実効性と効率性を確保しております。

また、監査役は社外取締役への情報提供を強化するため、社外取締役との意見交換を適宜行い、監査活動を通じて得られた情報の提供を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会の構成は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。

常勤監査役の小山肇氏は企業の経理責任者として長年、企業経理及び財務に精通しており、さらに上場企業の内部監査部門の責任者として内部監査及び内部統制に精通しております。

監査役の加久田乾一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役の桜井祐子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

各監査役は定時及び臨時取締役会に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。この他、常勤監査役は、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努め、経営会議等の主要な会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。

監査役会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画等の策定、監査報告書の作成、会計監査人の再任に関する事項、会計監査人の報酬等に関する同意等について検討しました。また、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、重要会議への出席及び重要書類の閲覧に基づく監査上の重要事項等について協議・検討を行っております。

最近事業年度において監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小山 肇	14回	14回
加久田 乾一	14回	14回
桜井 祐子	14回	14回

監査役監査は、監査役会が定めた年間監査計画及び監査方針並びに職務分担に従い、取締役会出席に加え、重要会議等への出席、取締役及び使用人等からその職務の執行状況についての聴取、稟議書や契約書等の重要な決裁書類の閲覧等により業務及び財産の状況を監査しております。また、常勤監査役を中心として、会計監査人及び内部監査人と情報交換を積極的に行い、合理的且つ効率的な監査に努めております。

② 内部監査の状況

当社は会社の規模が比較的小規模であることから、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が任命した内部監査責任者及び担当者（2名）により、内部監査規程に基づき、各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。なお、内部監査が自己監査とならないよう、内部監査責任者及び担当者が所属する部門については、代表取締役社長が別部門から内部監査担当者を別途任命し、内部監査を実施しております。

また、監査役と内部監査責任者及び担当者は、相互に計画書や監査書類の閲覧やヒアリングにより連携をとりながら、効果的かつ効率的に監査の実施を図っております。また、会計監査人の往査に際して適時に情報交換を実施しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石田 宏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等5名、その他1名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定にあたっては、会計監査人としての独立性および専門性の有無、品質管理体制等を総合的に勘案して決定することとしております。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

監査法人の選定理由については、独立性、専門性、効率性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われる体制を備えていると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、会計監査人について、その独立性および専門性、監査品質、監査活動の状況、監査報酬水準、監査報告の相当性等について評価し、太陽有限責任監査法人が会計監査人として適切、妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
8,912	2,295	12,000	—

(注) 最近事業年度の前事業年度の非監査業務の内容は、株式上場準備に係る短期調査及び会計制度・内部統制の整備に関する助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画の内容及び監査日数等を勘案し、代表取締役が監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、前事業年度の監査実績の相当性、当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の妥当性等を検討した結果、実効性のある適切な品質の監査を受ける観点から妥当な水準と判断し、会計監査人の報酬等に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬額等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬会議規程」及び「監査役会規程」により定めています。具体的には、取締役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしています。

取締役に支給する報酬等の決定にあたっては、取締役会の委任に基づき、報酬会議で社外取締役も含めた委員による十分な審議の上、報酬制度を含めた具体的な報酬額を決定いたします。報酬制度の改定など全体に関わる事項については、報酬会議にて承認された案を取締役に審議・決定しております。報酬会議は、取締役5名、監査役3名により構成され、議長は代表取締役社長 奥脇隆司が務めております。

取締役の報酬限度額については、2019年5月23日開催の株主総会で当社の取締役年間報酬総額の上限は2億円（決議時点の取締役の員数は2名）と決議されております。当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、報酬会議の審議を経て決定しております。報酬会議は、原則として年1回定時株主総会後に開催し、報酬額の妥当性について慎重に検討し判断を行っております。

監査役の報酬限度額については、2019年5月23日開催の株主総会で当社の監査役年間報酬総額の上限は2,000万円（決議時点の監査役の員数は0名）と決議されており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	54,000	54,000	—	—	—	3
社外取締役	1,700	1,700	—	—	—	2
社外監査役	7,050	7,050	—	—	—	3

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）及び当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナー等に積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	214,023	479,239
売掛金	33,742	48,023
たな卸資産	※ 1,026	※ 1,460
前払費用	10,026	9,273
その他	300	70
貸倒引当金	△944	△1,194
流動資産合計	258,174	536,872
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	9,165	9,165
減価償却累計額	△137	△964
建物附属設備（純額）	9,027	8,200
工具、器具及び備品	4,482	12,350
減価償却累計額	△1,307	△4,118
工具、器具及び備品（純額）	3,174	8,232
有形固定資産合計	12,202	16,432
無形固定資産		
のれん	12,500	6,500
ソフトウェア	163	123
無形固定資産合計	12,663	6,623
投資その他の資産		
破産更生債権等	8,267	3,473
敷金及び保証金	12,929	13,060
保険積立金	8,000	8,000
繰延税金資産	3,629	6,944
長期前払費用	693	663
その他	-	10
貸倒引当金	△8,267	△3,473
投資その他の資産合計	25,252	28,679
固定資産合計	50,118	51,736
資産合計	308,292	588,608

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	6,672	23,340
未払金	33,943	57,405
未払費用	-	1,165
未払法人税等	7,630	48,488
未払消費税等	12,978	34,686
前受金	787	10,017
預り金	8,900	29,166
賞与引当金	6,810	8,253
その他	2,483	-
流動負債合計	80,207	212,523
固定負債		
長期借入金	12,216	26,375
固定負債合計	12,216	26,375
負債合計	92,423	238,898
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	214,868	348,710
利益剰余金合計	214,868	348,710
株主資本合計	215,868	349,710
純資産合計	215,868	349,710
負債純資産合計	308,292	588,608

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2021年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	567,516
売掛金	57,186
棚卸資産	※ 1,660
その他	13,135
貸倒引当金	△508
流動資産合計	638,989
固定資産	
有形固定資産	15,627
無形固定資産	3,603
投資その他の資産	
破産更生債権等	1,287
その他	34,670
貸倒引当金	△1,287
投資その他の資産合計	34,670
固定資産合計	53,901
資産合計	692,890
負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	23,340
未払金	41,528
未払法人税等	53,483
賞与引当金	24,761
その他	63,406
流動負債合計	206,521
固定負債	
長期借入金	14,705
固定負債合計	14,705
負債合計	221,226
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000
利益剰余金	470,664
株主資本合計	471,664
純資産合計	471,664
負債純資産合計	692,890

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	534,967	799,307
売上原価	106,725	135,298
売上総利益	428,241	664,009
販売費及び一般管理費	※1 361,786	※1 476,003
営業利益	66,454	188,006
営業外収益		
受取利息	113	3
受取配当金	0	0
助成金収入	-	477
雑収入	197	23
営業外収益合計	311	504
営業外費用		
支払利息	228	250
営業外費用合計	228	250
経常利益	66,537	188,260
特別損失		
固定資産除却損	※2 1,607	-
特別損失合計	1,607	-
税引前当期純利益	64,929	188,260
法人税、住民税及び事業税	19,093	57,733
法人税等調整額	△773	△3,315
法人税等合計	18,319	54,418
当期純利益	46,609	133,841

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		61,647	57.8	92,543	68.4
II 経費		45,078	42.2	42,754	31.6
売上原価		106,725	100.0	135,298	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	507,637
売上原価	79,871
売上総利益	427,766
販売費及び一般管理費	※ 253,272
営業利益	174,493
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	0
雑収入	13
営業外収益合計	16
営業外費用	
支払利息	121
上場関連費用	1,000
営業外費用合計	1,121
経常利益	173,388
特別利益	
和解金収入	2,050
特別利益合計	2,050
税引前四半期純利益	175,438
法人税等	53,484
四半期純利益	121,954

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,000	168,258	168,258	169,258	169,258
当期変動額					
当期純利益		46,609	46,609	46,609	46,609
当期変動額合計	-	46,609	46,609	46,609	46,609
当期末残高	1,000	214,868	214,868	215,868	215,868

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,000	214,868	214,868	215,868	215,868
当期変動額					
当期純利益		133,841	133,841	133,841	133,841
当期変動額合計	-	133,841	133,841	133,841	133,841
当期末残高	1,000	348,710	348,710	349,710	349,710

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	64,929	188,260
減価償却費	11,793	10,181
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,948	△4,544
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,093	1,443
受取利息及び受取配当金	△113	△3
支払利息	228	250
有形固定資産除却損	1,607	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△21,208	△9,486
たな卸資産の増減額 (△は増加)	7,642	△434
前払費用の増減額 (△は増加)	△2,304	731
未払金の増減額 (△は減少)	10,580	23,461
未払費用の増減額 (△は減少)	-	1,165
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,891	21,707
預り金の増減額 (△は減少)	3,200	20,266
その他	△3,337	6,994
小計	82,952	259,994
利息及び配当金の受取額	113	2
利息の支払額	△228	△228
法人税等の支払額	△28,499	△16,875
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,338	242,893
投資活動によるキャッシュ・フロー		
差入保証金の差入による支出	△14,562	△636
差入保証金の回収による収入	506	-
有形固定資産の取得による支出	△13,647	△7,867
無形固定資産の取得による支出	△200	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,903	△8,503
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	20,000	50,000
長期借入金の返済による支出	△24,320	△19,173
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,320	30,827
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	22,114	265,216
現金及び現金同等物の期首残高	191,909	214,023
現金及び現金同等物の期末残高	※ 214,023	※ 479,239

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	175,438
減価償却費	5,877
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,871
賞与引当金の増減額 (△は減少)	16,507
受取利息及び受取配当金	△2
支払利息	121
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,976
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△200
前払費用の増減額 (△は増加)	971
未払金の増減額 (△は減少)	△16,053
未払費用の増減額 (△は減少)	△74
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△11,342
預り金の増減額 (△は減少)	2,653
その他	△7,476
小計	156,573
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△115
法人税等の支払額	△48,488
営業活動によるキャッシュ・フロー	107,970
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,622
差入保証金の差入による支出	△6,402
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,024
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△11,670
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,670
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	88,276
現金及び現金同等物の期首残高	479,239
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 567,516

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間(5年)を見積もり、定額法により償却を行っております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（5年）を見積もり、定額法により償却を行っております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表に計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表に計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(有形固定資産に係る減価償却方法の変更)

従来、取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、即時償却を採用していましたが、当事業年度から、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。取得価額が20万円以上30万円未満の減価償却資産については定額法を採用しております。

この変更は、従来の方と比べて有形固定資産の使用実態をより合理的に反映できると判断したためです。

この変更により、従来の方と比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1,871千円増加しています。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」等

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上される観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」 (IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」等

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上される観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2020年4月1日に開始する事業年度 (以下「翌事業年度」という。) における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 (企業会計基準第31号 2020年3月31日) を翌事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載することとしました。

この結果、当事業年度の財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 (企業会計基準第31号 2020年3月31日) を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

この結果、前事業年度の財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
仕掛品	一千円	434千円
貯蔵品	1,026	1,026

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度14%、当事業年度12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度86%、当事業年度88%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	50,050千円	62,750千円
給料及び手当	112,862	151,275
賞与引当金繰入額	5,021	5,656
代理店手数料	42,499	52,375
減価償却費	7,892	8,544
貸倒引当金繰入額	7,423	△1,092

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物附属設備	1,607千円	一千円
計	1,607	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	100	999,900	—	1,000,000
合計	100	999,900	—	1,000,000

(注) 普通株式の増加999,900株は、2019年11月26日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
合計	1,000,000	—	—	1,000,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	214,023千円	479,239千円
現金及び現金同等物	214,023	479,239

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い預金等で運用し、資金調達については自己資金及銀行等金融機関からの借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	214,023	214,023	—
(2) 売掛金	33,742		
貸倒引当金（※1）	△944		
	32,797	32,797	—
資産計	246,821	246,821	—
(1) 未払金	33,943	33,943	—
(2) 長期借入金（※2）	18,888	18,888	—
負債計	52,831	52,831	—

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	214,023	—	—	—
売掛金	33,742	—	—	—
合計	247,765	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	6,672	6,672	5,544	—	—	—
合計	6,672	6,672	5,544	—	—	—

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い預金等で運用し、資金調達については自己資金及銀行等金融機関からの借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	479,239	479,239	—
(2) 売掛金	48,023		
貸倒引当金（※1）	△1,194		
	46,828	46,828	—
資産計	526,068	526,068	—
(1) 未払金	57,405	57,405	—
(2) 未払法人税等	48,488	48,488	—
(3) 未払消費税等	34,686	34,686	—
(4) 長期借入金（※2）	49,715	49,715	—
負債計	190,295	190,295	—

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	479,239	—	—	—
売掛金	48,023	—	—	—
合計	527,263	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	23,340	22,212	4,163	—	—	—
合計	23,340	22,212	4,163	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 38名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 286,500株
付与日	2019年11月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年12月1日 至 2029年11月17日

(注) 2021年9月1日付株式分割 (普通株式1株につき5株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度 (2020年3月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	286,500
失効	—
権利確定	—
未確定残	286,500
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2021年9月1日付株式分割 (普通株式1株につき5株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		第1回新株予約権
権利行使価格	(円)	29
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

(注) 2021年9月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式、類似業種比準価額方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 3,631千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 ー千円

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 38名	当社取締役 2名 当社従業員 31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 286,500株	普通株式 200,000株
付与日	2019年11月27日	2020年12月4日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年12月1日 至 2029年11月17日	自 2022年12月5日 至 2030年12月3日

(注) 2021年9月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	286,500	—
付与	—	200,000
失効	10,000	—
権利確定	—	—
未確定残	276,500	200,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2021年9月1日付株式分割（普通株式1株につき5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	29	143
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2021年9月1日付株式分割（普通株式1株につき5株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、第1回新株予約権については純資産価額方式、類似業種比準価額方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しており、第2回新株予約権についてはDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 11,064千円
 - (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2020年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	809千円
貸倒引当金	3,100
賞与引当金	2,355
その他	130
繰延税金資産合計	6,396
繰延税金負債	
保険積立金	△2,767
繰延税金負債合計	△2,767
繰延税金資産の純額	3,629

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	0.2
税額控除	△5.1
中小法人軽減税率	△1.2
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2

当事業年度（2021年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	5,104千円
貸倒引当金	1,508
賞与引当金	2,855
その他	244
繰延税金資産合計	9,712
繰延税金負債	
保険積立金	△2,767
繰延税金負債合計	△2,767
繰延税金資産の純額	6,944

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	0.1
税額控除	△5.3
中小法人軽減税率	△0.4
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9

(持分法損益等)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社は、オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年と見積り、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	2,900千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	—
資産除去債務の履行による減少額	△2,900
その他増減額 (△は減少)	—
期末残高	—

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年3月31日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	43.17円
1株当たり当期純利益	9.32円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2019年11月26日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。また、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益 (千円)	46,609
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	46,609
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数57,300個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	69.94円
1株当たり当期純利益	26.77円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益 (千円)	133,841
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	133,841
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数95,300個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2021年7月15日開催の取締役会の決議に基づき、2021年9月1日付で株式分割を行っております。また、2021年8月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年8月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,000,000株
株式分割により増加する株式数	4,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	5,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2021年8月16日
基準日	2021年8月31日
効力発生日	2021年9月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映しております。

3. 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2021年9月1日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権（発行決議日）	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権（2019年11月26日）	145円	29円
第2回新株予約権（2020年12月4日）	713円	143円

4. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、新たな会計方針の適用による利益剰余金の期首残高、及び当第2四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、新たな会計方針の適用による四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
仕掛品	434千円	584千円
貯蔵品	1,026	1,076

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
給料及び手当	93,157千円
賞与引当金繰入額	11,313
貸倒引当金繰入額	△1,443

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	567,516千円
現金及び現金同等物	567,516

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

現金及び預金、売掛金は、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められますが、当第2四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当社は、理美容ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
BeautyMerit サブスクリプション売上	448,470
BeautyMerit 初期導入売上	31,406
その他	27,761
顧客との契約から生じる収益	507,637
その他の収益	—
外部顧客への売上高	507,637

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純利益	24円39銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	121,954
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	121,954
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	9,165	—	—	9,165	964	826	8,200
工具、器具及び備品	4,482	7,867	—	12,350	4,118	2,810	8,232
有形固定資産計	13,647	7,867	—	21,515	5,082	3,636	16,432
無形固定資産							
のれん	30,000	—	—	30,000	23,500	6,000	6,500
ソフトウェア	200	—	—	200	76	40	123
無形固定資産計	30,200	—	—	30,200	23,576	6,040	6,623
長期前払費用	693	520	549	663	—	—	663

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 パソコンの取得 5,098千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	6,672	23,340	0.5	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	12,216	26,375	0.6	2022年～2023年
合計	18,888	49,715	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	22,212	4,163	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	9,212	—	3,452	1,092	4,668
賞与引当金	6,810	8,253	6,810	—	8,253

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	479,239
合計	479,239

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
GMOイプシロン株式会社	9,235
株式会社シーボン	2,299
資生堂美容室株式会社	1,694
株式会社ヘッドライト	1,390
株式会社アースホールディングス	1,325
その他	32,080
合計	48,023

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
33,742	879,238	864,957	48,023	94.7	17.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
Androidタブレット	1,026
合計	1,026

ニ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
カスタマイズ開発案件	434
合計	434

② 流動負債

イ. 未払金

相手先	金額 (千円)
従業員給与	17,229
従業員賞与	14,396
社会保険料	5,708
三井住友カード株式会社	3,395
太陽有限責任監査法人	1,320
その他	15,354
合計	57,405

ロ. 未払法人税等

相手先	金額 (千円)
未払法人税等	48,488
合計	48,488

ハ. 未払消費税等

相手先	金額 (千円)
未払消費税等	34,686
合計	34,686

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://cynd.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年11月27日	亀井 信吾	千葉県松戸市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	奥脇 隆司	山梨県南都留郡忍野村	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	普通株式 80,000	— (—) (注)5	持ち株比率を考慮した役員間の贈与
2019年11月27日	亀井 信吾	千葉県松戸市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	高橋 直也	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役副社長)	普通株式 100,000	— (—) (注)5	持ち株比率を考慮した役員間の贈与
2019年11月27日	亀井 信吾	千葉県松戸市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	池田 英右	東京都葛飾区	当社の従業員	普通株式 30,000	— (—) (注)5、6	役員から従業員へ当事者意識向上のための贈与

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2019年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者・・・役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員。
 - (2) 当社の大株主上位10名。
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員。
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社。
4. 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」は、当該株式分割前の「移動株数」を記載しております。
5. 移動価格については、2019年11月18日付で当事者間による株式贈与契約書を締結し、無償譲渡しております。
6. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2019年11月27日	2020年12月4日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式57,300株	普通株式40,000株
発行価格	1株につき145円 (注)2	1株につき713円 (注)3
資本組入額	72.5円	356.5円
発行価額の総額	8,308,500円	28,520,000円
資本組入額の総額	4,154,250円	14,260,000円
発行方法	2019年11月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年12月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2021年3月31日であります。
2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、純資産価額方式、類似業種比準価額方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
 3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を勘案して決定しております。
 4. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき145円	1株につき713円
行使期間	2021年12月1日から 2029年11月17日まで	2022年12月5日から 2030年12月3日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

6. 新株予約権①について、退職により従業員1名2,000株分の権利が喪失しております。

7. 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」で記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
池田 英右	東京都新宿区	会社員	5,000	725,000 (145)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の従業員
安留 但馬	東京都品川区	会社員	4,000	580,000 (145)	当社の従業員
正田 誠	千葉県松戸市	会社員	4,000	580,000 (145)	当社の従業員
辻 章一	東京都板橋区	会社員	4,000	580,000 (145)	当社の従業員
松野 晃大	東京都墨田区	会社員	3,000	435,000 (145)	当社の従業員
織田 辰也	埼玉県鶴ヶ島市	会社員	3,000	435,000 (145)	当社の従業員
児玉 寛典	東京都北区	会社員	3,000	435,000 (145)	当社の従業員
保永 信洋	東京都北区	会社員	3,000	435,000 (145)	当社の従業員
飯塚 和弘	東京都豊島区	会社員	3,000	435,000 (145)	当社の従業員
長谷 泰史	大阪府吹田市	会社員	3,000	435,000 (145)	当社の従業員
鈴木 完伍	埼玉県東松山市	会社員	2,000	290,000 (145)	当社の従業員
寺村 唯 (戸籍名：渡邊 唯)	千葉県市川市	会社員	2,000	290,000 (145)	当社の従業員
粕谷 周平	大阪府大阪市淀川区	会社員	1,000	145,000 (145)	当社の従業員
松田 宜之	東京都練馬区	会社員	1,000	145,000 (145)	当社の従業員
旭 大樹	東京都台東区	会社員	1,000	145,000 (145)	当社の従業員
大沼 恭平	千葉県成田市	会社員	1,000	145,000 (145)	当社の従業員
檜本 達也	東京都板橋区	会社員	1,000	145,000 (145)	当社の従業員
藤田 理万	東京都世田谷区	会社員	1,000	145,000 (145)	当社の従業員
奥田 美空	東京都大田区	会社員	1,000	145,000 (145)	当社の従業員
諏訪部 瞳	神奈川県横浜市港北区	会社員	1,000	145,000 (145)	当社の従業員
斉藤 大	神奈川県川崎市宮前区	会社員	1,000	145,000 (145)	当社の従業員
中野 颯	東京都品川区	会社員	1,000	145,000 (145)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
大園 尚人	埼玉県志木市	会社員	500	72,500 (145)	当社の従業員
霜村 柚花	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	500	72,500 (145)	当社の従業員
清水 涼太	東京都大田区	会社員	500	72,500 (145)	当社の従業員
稲垣 葵	神奈川県平塚市	会社員	500	72,500 (145)	当社の従業員
曾根 駿輔	大阪府大阪市東淀川区	会社員	500	72,500 (145)	当社の従業員
今居 大輔	福岡県福岡市中央区	会社員	500	72,500 (145)	当社の従業員
今西 雄大	東京都北区	会社員	500	72,500 (145)	当社の従業員
鈴木 泰啓	東京都府中市	会社員	500	72,500 (145)	当社の従業員
鈴木 雅代	東京都世田谷区	会社員	500	72,500 (145)	当社の従業員
前澤 直人	東京都品川区	会社員	300	43,500 (145)	当社の従業員
廣田 翔太	東京都八王子市	会社員	300	43,500 (145)	当社の従業員
城間 雅稔	埼玉県越谷市	会社員	300	43,500 (145)	当社の従業員
増井 勇介	福岡県福岡市中央区	会社員	300	43,500 (145)	当社の従業員
山田 純志	神奈川県川崎市中原区	会社員	300	43,500 (145)	当社の従業員
佐生 歩	東京都渋谷区	会社員	300	43,500 (145)	当社の従業員

(注) 1. 退職等により権利を喪失した付与対象者については記載を省略しております。

2. 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
安留 但馬	東京都品川区	会社員	5,000	3,565,000 (713)	当社の従業員
辻 章一	東京都板橋区	会社員	3,000	2,139,000 (713)	当社の従業員
鈴木 雅代	東京都世田谷区	会社員	3,000	2,139,000 (713)	当社の従業員
佐藤 邦彦	東京都目黒区	会社員	3,000	2,139,000 (713)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
正田 誠	千葉県松戸市	会社員	1,500	1,069,500 (713)	当社の従業員
松野 晃大	東京都墨田区	会社員	1,500	1,069,500 (713)	当社の従業員
織田 辰也	埼玉県鶴ヶ島市	会社員	1,500	1,069,500 (713)	当社の従業員
児玉 寛典	東京都北区	会社員	1,500	1,069,500 (713)	当社の従業員
飯塚 和弘	東京都豊島区	会社員	1,500	1,069,500 (713)	当社の従業員
長谷 泰史	大阪府吹田市	会社員	1,500	1,069,500 (713)	当社の従業員
斉藤 大	神奈川県川崎市宮前区	会社員	1,500	1,069,500 (713)	当社の従業員
菅野 隆	東京都世田谷区	会社役員	1,000	713,000 (713)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
峰崎 揚右	東京都練馬区	会社役員	1,000	713,000 (713)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
保永 信洋	東京都北区	会社員	1,000	713,000 (713)	当社の従業員
粕谷 周平	大阪府大阪市淀川区	会社員	1,000	713,000 (713)	当社の従業員
松田 宜之	東京都練馬区	会社員	1,000	713,000 (713)	当社の従業員
旭 大樹	東京都台東区	会社員	1,000	713,000 (713)	当社の従業員
大園 尚人	埼玉県志木市	会社員	1,000	713,000 (713)	当社の従業員
青木 健太	埼玉県川越市	会社員	1,000	713,000 (713)	当社の従業員
吉田 智博	埼玉県富士見市	会社員	1,000	713,000 (713)	当社の従業員
檜本 達也	東京都板橋区	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員
藤田 理万	東京都世田谷区	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員
奥田 美空	東京都大田区	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員
諏訪部 瞳	神奈川県横浜市港北区	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員
清水 涼太	東京都大田区	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員
曾根 駿輔	大阪府大阪市東淀川区	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員
今居 大輔	福岡県福岡市中央区	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員
今西 雄大	東京都北区	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
鈴木 泰啓	東京都府中市	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員
前澤 直人	東京都品川区	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員
廣田 翔太	東京都八王子市	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員
増井 勇介	福岡県福岡市中央区	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員
山田 純志	神奈川県川崎市中原区	会社員	500	356,500 (713)	当社の従業員

(注) 2021年7月15日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
奥脇 隆司（注）1.3	東京都品川区	2,400,000	43.82
高橋 直也（注）1.3	東京都品川区	2,000,000	36.52
亀井 信吾（注）2.3	千葉県松戸市	450,000	8.22
池田 英右（注）3.4	東京都新宿区	175,000 (25,000)	3.20 (0.46)
安留 但馬（注）4	東京都品川区	45,000 (45,000)	0.82 (0.82)
辻 章一（注）4	東京都板橋区	35,000 (35,000)	0.64 (0.64)
正田 誠（注）4	千葉県松戸市	27,500 (27,500)	0.50 (0.50)
松野 晃大（注）4	東京都墨田区	22,500 (22,500)	0.41 (0.41)
織田 辰也（注）4	埼玉県鶴ヶ島市	22,500 (22,500)	0.41 (0.41)
児玉 寛典（注）4	東京都北区	22,500 (22,500)	0.41 (0.41)
飯塚 和弘（注）4	東京都豊島区	22,500 (22,500)	0.41 (0.41)
長谷 泰史（注）4	大阪府吹田市	22,500 (22,500)	0.41 (0.41)
保永 信洋（注）4	東京都北区	20,000 (20,000)	0.37 (0.37)
鈴木 雅代（注）4	東京都世田谷区	17,500 (17,500)	0.32 (0.32)
佐藤 邦彦（注）4	東京都目黒区	15,000 (15,000)	0.27 (0.27)
斉藤 大（注）4	神奈川県川崎市宮前区	12,500 (12,500)	0.23 (0.23)
鈴木 完伍（注）4	埼玉県東松山市	10,000 (10,000)	0.18 (0.18)
寺村 唯（注）4 （戸籍名：渡邊 唯）	千葉県市川市	10,000 (10,000)	0.18 (0.18)
粕谷 周平（注）4	大阪府大阪市淀川区	10,000 (10,000)	0.18 (0.18)
松田 宜之（注）4	東京都練馬区	10,000 (10,000)	0.18 (0.18)
旭 大樹（注）4	東京都台東区	10,000 (10,000)	0.18 (0.18)
檜本 達也（注）4	東京都板橋区	7,500 (7,500)	0.14 (0.14)
藤田 理万（注）4	東京都世田谷区	7,500 (7,500)	0.14 (0.14)
奥田 美空（注）4	東京都大田区	7,500 (7,500)	0.14 (0.14)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
諏訪部 瞳（注） 4	神奈川県横浜市港北区	7,500 (7,500)	0.14 (0.14)
大園 尚人（注） 4	埼玉県志木市	7,500 (7,500)	0.14 (0.14)
菅野 隆（注） 2	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
峰崎 揚右（注） 2	東京都練馬区	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
大沼 恭平（注） 4	千葉県成田市	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
中野 颯（注） 4	東京都品川区	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
清水 涼太（注） 4	東京都大田区	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
曾根 駿輔（注） 4	大阪府大阪市東淀川区	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
今居 大輔（注） 4	福岡県福岡市中央区	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
今西 雄大（注） 4	東京都北区	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
鈴木 泰啓（注） 4	東京都府中市	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
青木 健太（注） 4	埼玉県川越市	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
吉田 智博（注） 4	埼玉県富士見市	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
前澤 直人（注） 4	東京都品川区	4,000 (4,000)	0.07 (0.07)
廣田 翔太（注） 4	東京都八王子市	4,000 (4,000)	0.07 (0.07)
増井 勇介（注） 4	福岡県福岡市中央区	4,000 (4,000)	0.07 (0.07)
山田 純志（注） 4	神奈川県川崎市中原区	4,000 (4,000)	0.07 (0.07)
霜村 柚花（注） 4	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	2,500 (2,500)	0.05 (0.05)
稲垣 葵（注） 4	神奈川県平塚市	2,500 (2,500)	0.05 (0.05)
城間 雅稔（注） 4	埼玉県越谷市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
佐生 歩（注） 4	東京都渋谷区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
計	—	5,476,500 (476,500)	100.00 (8.70)

（注） 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）

2. 特別利害関係者等（当社の取締役）

3. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

4. 当社従業員（当社の執行役員含む）

5. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

6. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2021年11月10日

株式会社サインド

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

齋藤



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

石田



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サインドの2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サインドの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年11月10日

株式会社サインド

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

齋藤



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

石田



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サインドの2020年4月1日から2021年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サインドの2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月10日

株式会社サインド
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

齋藤



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

石田



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社サインドの2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サインドの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上